

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	スマート県庁推進課
・道路の供用開始	道路維持課
・分区の指定	港湾課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	スマート県庁推進課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経営支援課
・令和5年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（2件）	自然環境課
◎ 交通局公告	
・落札者等	総務課
◎ 教育委員会告示	
・令和6年度県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員	高校教育課
◎ 公安委員会規則	
○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	警務課
○遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	地域課
◎ 公安委員会告示	
・遊泳区域の指定	地域課

告 示

長崎県告示第433号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年6月20日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
長崎県庁情報基盤運用サービス業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(7)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)及び(4)に掲げる事項について審査し決定する。
- (3) 審査事項は、以下のアからオまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
- | | |
|---------|-----------------------|
| ア 純資産の額 | 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額 |
| イ 従業員数 | 基準日の前日現在の従業員数 |
| ウ 営業年数 | 基準日の前日までの営業年数 |
| エ 損益状況 | 前事業年度及び前々事業年度の損益状況 |
| オ 財務比率 | 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率 |
- (ア) 自己資本構成比率
- (イ) 資本負債比率
- (ウ) 流動比率
- (エ) 売上高総利益率
- (4) その他の審査事項は、以下のアからカまでとする。
- ア 年間売上高及び構成
- イ 従業員の構成及び技術者の状況
- ウ 官公庁又は公共施設若しくは教育機関・研究機関（国公立、私立を問わない。）において本業務と同種もしくは類似の常駐運用業務（有線及び無線のクライアント数5,000台以上のネットワークインフラ環境の設計、構築又は運用のいずれか）を請け負った実績（同一経営の本所（本社、本店）及び支所（支社、支店）の実績を含む。）を有すること。
- エ 担当又は関連する部門がISO27001/ISMS認証を取得していること。
- オ 担当又は関連する部門がISO9001の認証を取得していること。
- カ プライバシーマーク制度（JIS Q 15001）の有効な認証を受けていることが望ましい。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
- この告示の日から令和5年7月3日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
- 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及びその他の様式は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県スマート県庁推進課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
- 入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- なお、一般競争入札の参加者の資格等（平成25年告示第325号）による長崎県総務部スマート県庁推進課が発注する情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有している者で、1に掲げる競争入札に参加しようとする者は、一部を除き、添付書類を省略できるものとする。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

- (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 誓約書（様式第2号）
 - キ 印鑑届（様式第3号）
 - ク 口座振替申込書（様式第4号）
 - ケ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
 - コ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書及び各種様式の入手先並びに提出場所及び申請に関する問合せ先
- （住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
 - （名称）長崎県総務部スマート県庁推進課情報基盤班
 - （電話）095-895-2233
 - （長崎県スマート県庁推進課ホームページアドレス）<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(7)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消しの通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格

者にその旨を通知する。

長崎県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 上志佐今福停車場線	松浦市志佐町赤木免字赤石822番イ地先から 松浦市志佐町赤木免字赤石823番地先まで	令和5年6月20日

長崎県告示第435号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく多比良港臨港地区内に次の1のとおり分区の指定を変更する。

なお、その関係図書は、次の2の縦覧場所に備えおいて、縦覧に供する。

令和5年6月20日

多比良港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 分区の指定

- 工業港区の指定を廃止する箇所
雲仙市国見町の一部
(別紙図面は省略)

2 縦覧場所

- 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部港湾課
- 長崎県島原市城内1丁目1205番地
長崎県島原振興局
- 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714
雲仙市役所

公 告

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和5年6月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- 業務番号 05基盤委第11号
- 業務名 長崎県庁情報基盤運用サービス業務委託
- 履行期間 契約締結日から令和10年9月30日まで
- 履行場所 要求仕様書による。
- 業務概要 要求仕様書による。

2 入札参加資格

長崎県庁情報基盤運用サービス業務委託に関する一般競争入札の参加者の資格等（令和5年長崎県告示第433号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有する者であると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、長崎県庁情報基盤運用サービス業務委託に関する一般競争入札の参加者の資格等（令和5年長崎県告示第433号）に示した入札の参加資格審査を受けること。

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者であること。

5 入札の方法等

(1) この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定による総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書等及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

(4) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

(5) 入札執行回数は3回を限度とする。

(6) 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

名称 長崎県総務部スマート県庁推進課

住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2233

(7) 技術提案書および技術提案書に付随する資料の提出期限及び場所

期限 令和5年7月18日（火）17時00分まで

場所 (6)の部局に直接持参又は郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便）により提出すること（提出期限内必着）。

(8) 提案者によるプレゼンテーションの実施

期日 令和5年7月27日（木）9時30分から

場所 長崎県庁 313会議室（長崎市尾上町3番1号）

(9) 開札の期日及び場所

期日 令和5年8月4日（金）10時00分開始

場所 長崎県庁 3階 OA研修室（長崎市尾上町3番1号）

開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の(6)部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和5年8月3日17時00分（必着）

（提出先）長崎県総務部スマート県庁推進課

（その他）郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

6 契約条項を示す場所

5の(6)の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

期間 この公告の日から令和5年7月3日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

場所 5の(6)の部局とする。なお、長崎県スマート県庁推進課ホームページから入手することもできる。

（長崎県スマート県庁推進課ホームページアドレス）<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただ

し、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受ける事が明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

(16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(18) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。

(19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書等の審査に基づく技術評価点及び入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い入札者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

- (2) 技術評価点は、基礎点100点と加算点570点の合計670点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。
 - (3) 価格点は、335点とし、入札価格に応じて点数を与える。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
 - (5) 落札者が、落札決定の通知をした日から7日（初日及び県の休日を含む。）以内に契約を締結しない場合又は落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- 13 落札者決定基準
落札者決定基準については、別に定める。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令及び長崎県財務規則の定めるところによる。
 - (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (5) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required
Nagasaki Prefectural Government information infrastructure operation outsourcing.
The details are described in the manual of this tender.
 - (2) Fulfillment period:
30 September, 2028
 - (3) Fulfillment place:
The details are described in the manual of this tender.
 - (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00p.m. 3 August, 2023
 - (5) Date and time for the opening of tender:
10:00a.m 4 August, 2023
 - (6) Point of contact:
Smart Prefecture Development Division,
General Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1, Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN.
TEL 095-895-2233

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年6月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ深堀

長崎県長崎市深堀町一丁目145番22他 4筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年6月1日

2 届出年月日

令和5年6月1日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

令和5年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第4項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、以下の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和5年6月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

礫岩鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長崎県平戸市大佐志町に所在する宇津和ノ浦の沢界と等高線界（150m）の交点を起点として、同所から沢界を南西に進み、沢界と105林班界との交点に至り、同所から105林班界を南西に進み、105林班界と県有地の境界との交点に至り、同所から沢界を北西に進み、沢界と等高線界（150m）との交点に至り、同所から等高線界（150m）を北西に迂回して起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地区は、平戸南西部に聳える岩山で、直立する岩壁からなり、鳥獣の生息環境として良好なシイ・カシ林、イワシデ群落からなる樹林が広がり、ミサゴ、イソヒヨドリなどの鳥獣の生息・繁殖にとって特に重要な区域である。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

3 縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

平戸市農林水産部農業振興課

令和5年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第4項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、以下の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和5年6月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

美良島・倉島・平島鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長崎県北松浦郡小値賀町美良島、倉島各島一円の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、美良島・倉島・平島鳥獣保護区のうち、美良島・倉島から構成され、国指定天然記念物であるカラスバトの生息密度が高く、オオミズナギドリの繁殖地でもあり、鳥獣の生息・繁殖にとって特に重要な区域である。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係町、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・釣り客等による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、関係町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

3 縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課
同 壱岐振興局管理部総務課
同 対馬振興局管理部総務課
小値賀町産業振興課

交 通 局 公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年6月20日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油1,312キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(電話) 095-822-5141
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和5年5月26日
- 6 落札者の氏名及び住所
(氏名) 南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎
(住所) 長崎市茂里町1番46号
- 7 落札価格 122,740円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))
- 8 入札公告日 令和5年4月28日
- 9 落札方式 最低価格

教 育 委 員 会 告 示

長崎県教育委員会告示第3号

令和6年度の県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員を次のとおり定める。

令和5年6月20日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

令和6年度 県立高等学校・県立中学校生徒募集定員

〔県立高等学校〕
〔全日制の課程〕

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	普 通 ・ 国 際	280 (160)	7	※募集定員280名については、普通科・国際科のくり募集とする。 ()内の数字は、併設の県立長崎東中学校以外からの募集定員を内数で示す。
		※ { 普通科200 国際科 80 }		
長 崎 西	普 通	200	5	
	理系コース	80	2	
長 崎 南	普 通	240	6	
長 崎 北	普 通	240	6	
長 崎 北 陽 台	普 通	200	5	
	文 理 探 究	80	2	
佐 世 保 南	普 通	160	4	
	文 理 探 究	80	2	
佐 世 保 北	普 通	240 (120)	6	()内の数字は、併設の県立佐世保北中学校以外からの募集定員を内数で示す。
佐 世 保 西 久 原	普 通	240	6	
宇 島	普 通	40	1	
	普 通	160	4	
	文 理 探 究	80	2	
諫 早	普 通	280 (160)	7	()内の数字は、併設の県立諫早高等学校附属中学校以外からの募集定員を内数で示す。
西 諫 早 大	普 通	240	6	
	普 通	80	2	
	普 通	200	5	
	文 理 探 究	80	2	
	家 政 通	40	1	
猶 興 館	普 通	120	3	
	文 理 探 究	40	1	
松 浦	地 域 科 学	80	2	
	商 業	40	1	
対 馬	普 通	120	3	
	商 業	40	1	
	国 際 文 化 交 流	40	1	
豊 上 対 玉 馬 岐 島	普 通	40	1	
	普 通	80	2	
老 五 岐 島	普 通	160	4	
	普 通	160	4	
	衛 生 看 護	40	1	
五 島 南	普 通	80	2	
奈 留 岐 島	普 通	40	1	
大 岐 島	普 通	80	2	
西 彼 杵	普 通	80	2	

国	見	普	通	120	3
小	浜	普	通	40	1
		総 合 ビ ジ ネ ス		40	1
口	加	普	通	54	} 2
		福 祉		26	
		普	通		
			グローカルコース	40	1
川	棚	普	通	80	2
		生 活 総 合		40	1
波	佐	普	通	60	} 2
		美 術 ・ 工 芸		20	
		商 業		40	1
北	松	普	通	40	1
上	五	普	通	80	2
		電 気 情 報		40	1
中	五	普	通	40	1
島	原 農	農 業 ビ ジ ネ ス		40	1
		食 品 サ イ エ ン ス		40	1
		生 活 創 造		40	1
諫	早 農	農 業 科 学		40	1
		動 物 科 学		40	1
		環 境 創 造		40	1
		農 業 土 木		40	1
		バ イ オ 園 芸		40	1
		食 品 科 学		40	1
		生 活 科 学		40	1
北	松 農	生 物 生 産		40	1
		食 品 流 通		40	1
		生 活 科 学		40	1
西	彼 農	食 料 サ イ エ ン ス		40	1
		生 活 デ ザ イ ン		40	1
長	崎 工	機 械		40	1
		機 械 シ ス テ ム		40	1
		電 気		40	1
		電 子 工 学		40	1
		情 報 技 術		40	1
		建 築		40	1
		工 業 化 学		40	1
		イ ン テ リ ア		40	1
佐	世 保 工	機 械		40	1
		電 子 機 械		40	1
		電 気		40	1
		電 子 工 学		40	1
		建 築		40	1
		土 木		40	1
鹿	町 工	機 械		40	1
		電 気		40	1
		電 子 工 学		40	1
		土 木 技 術		40	1

島 原 工 業	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気 電 子	40	1
	建 築 技 術	40	1
大 村 工 業	機 械	80	2
	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気	40	1
	電 子 工 学	40	1
	建 築	40	1
	建 設 工 業	40	1
	化 学 工 学	40	1
佐 世 保 商 業	会 計 ビ ジ ネ ス	80	2
	情 報 マーケティング	80	2
	国 際 コミュニケーション	40	1
島 原 商 業	商 業	40	1
	情 報 処 理	40	1
	家 政	40	1
諫 早 商 業	商 業	160	4
	情 報	40	1
	国 際 コミュニケーション	40	1
壱 岐 商 業	商 業	80	2
	情 報 処 理	40	1
長 崎 鶴 洋	水 産	80	2
	総 合	80	2
長 崎 明 誠	総 合	160	4
佐 世 保 東 翔	総 合	120	3
大 村 城 南	総 合	160	4
平 戸	総 合	40	1
五 島 海 陽	総 合	80	2
島 原 翔 南	総 合	80	2
清 峰	総 合	160	4
合 計		8,640	216

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(定時制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
鳴 滝 佐 世 保 中 央	普 通	40	1	昼間部
	商 業	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	エンカレッジコース	40	1	
	商 業			
島 原	エンカレッジコース	40	1	昼間部
	普 通	40	1	
島 諫 早	普 通	40	1	
大 村	普 通	40	1	
五 島	普 通	40	1	
長 崎 工 業	建 築	40	1	
	工 業 技 術	40	1	
佐 世 保 工 業	工 業 技 術	40	1	
合 計		560	14	

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(通信制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	参 考 事 項
鳴 滝	普 通	300	
佐 世 保 中 央	普 通	300	
合 計		600	

(離島留学に関する学科・コース等)

学 校 名	学 科 名	コ ー ス 名 等	募 集 定 員	参 考 事 項
対 馬	国際文化交流		※40	
壱 岐	普 通	東アジア歴史・中国語	20程度	
五 島	普 通	ス ポ ー ツ	20程度	
五 島 南	普 通	夢 ト ラ イ	20程度	
奈 留	普 通	イングリッシュ・アイランド・スクール	※10程度	

※対馬高校については再掲であり、奈留高校については定員40（再掲）の枠内で受け入れる。

[県立中学校]

学 校 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	120	3	
佐 世 保 北	120	3	
諫 早 高 等 学 校 附 属	120	3	
合 計	360	9	

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月20日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第15号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(警備部の分課)</p> <p>第9条 警備部に次の課及び隊を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(留置管理課の事務)</p> <p>第19条 警務部留置管理課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 留置業務関係の資料<u>及び統計</u>に関すること。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(生活安全企画課の事務)</p> <p>第20条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に<u>掲げるもの</u>のほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。</p> <p>2 略</p> <p>(地域課の事務)</p> <p>第25条 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に<u>掲げるもの</u>のほか、部内の他の課（隊）の所掌に属しないこと。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(捜査第一課の事務)</p> <p>第29条 刑事部捜査第一課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に<u>掲げるもの</u>のほか、<u>他の課の所掌</u>に属しない犯罪の捜査に関すること。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(組織犯罪対策課の事務)</p> <p>第31条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 麻薬、<u>覚醒剤</u>その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(運転免許管理課の事務)</p>	<p>(警備部の分課)</p> <p>第9条 警備部に次の課及び隊を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>サミット対策課</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(留置管理課の事務)</p> <p>第19条 警務部留置管理課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 留置業務関係の資料、<u>統計</u>に関すること。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(生活安全企画課の事務)</p> <p>第20条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に<u>定めるもの</u>のほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。</p> <p>2 略</p> <p>第25条 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前各号に<u>定めるもの</u>のほか、部内の他の課（隊）の所掌に属しないこと。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(捜査第一課の事務)</p> <p>第29条 刑事部捜査第一課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に<u>掲げるもの</u>のほか、<u>他の所掌</u>に属しない犯罪の捜査に関すること。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(組織犯罪対策課の事務)</p> <p>第31条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 麻薬、<u>覚せい剤</u>その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(運転免許管理課の事務)</p>

第38条 略

2 運転免許試験場は、運転免許及び運転免許試験、安全運転相談並びに自動車教習所に関する事務を行う。

3及び4 略

(高速道路交通警察隊の事務)

第40条 交通部高速道路交通警察隊の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79条)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)における交通警察に関すること。

(2) 略

(自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長)

第48条 自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置く。

2 略

(階級)

第49条 略

2 課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。ただし、課、所又は隊の所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

(次席調査官等)

第95条 略

2 次席調査官等は、課長又は科学捜査研究所長を補佐して課又は科学捜査研究所の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

3 略

(副隊長)

第96条 略

2 副隊長は、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長を補佐して自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第97条 各課等に、必要に応じ、課長補佐、所長補佐又は隊長補佐を置き、高速道路交通警察隊に分駐隊長を置く。

2 略

(専門研究員)

第38条 略

2 運転免許試験場は、運転免許及び運転免許試験、運転免許の行政処分並びに自動車教習所に関する事務を行う。

3及び4 略

(高速道路交通警察隊の事務)

第40条 交通部高速道路交通警察隊の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79条)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)における交通警察に関すること。

(2) 略

(サミット対策課の事務)

第43条の2 警備部サミット対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 2023年主要国首脳会議保健担当大臣会合(以下「会合」という。)に係る警察事務の総合企画及び調整に関すること。

(2) 会合に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 会合に係る警備対策に関すること。

(4) 会合に係る警護対策に関すること。

(5) 会合に係る交通対策に関すること。

(6) 会合に係る特別派遣部隊に関すること。

(7) その他2023年主要国首脳会議及び関係閣僚会合に関すること。

(自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長)

第48条 自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置く。

2 略

(階級)

第49条 略

2 課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。ただし、課等の所掌事務により、一般職員をもって充てることのできる。

(次席調査官等)

第95条 略

2 次席調査官等は、課長又は科学捜査研究所長を補佐して、課又は科学捜査研究所の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

3 略

(副隊長)

第96条 略

2 副隊長は、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長を補佐して、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第97条 各課等に、必要に応じ、課長補佐、所長補佐又は隊長補佐を置き、高速道路交通警察隊に分駐隊長を置く。

2 略

(専門研究員)

第98条 略

2 専門研究員は、上司の命を受け、科学捜査研究所の事務のうち重要なものを処理し、部下職員を指揮監督する。
(副調査官)

第100条 略

2 副調査官は、上司の命を受け、係の事務のうち重要なものを処理し、部下職員を指揮監督する。
(主査)

第103条 略

2 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち比較的重要なものを処理し、部下職員を指揮監督する。
(副校長)

第113条 略

2 副校長は、校長を補佐して警察学校の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
(教授)

第114条 略

2 教授は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち教養訓練に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。
(副調査官)

第118条 略

2 副調査官は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち重要なものを処理し、部下職員を指揮監督する。
(副署長)

第124条 略

2 略
3 副署長は、署長を補佐して警察署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
(会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官)

第125条 略

2 略
3 会計官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち会計に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。
4 地域交通官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち地域警察及び交通警察に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。
5 刑事生活安全官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち刑事警察及び生活安全警察に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。
6 警備官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち警備警察に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。
(交番所長等)

第127条 略

2 所長は、上司の命を受け、当該交番又は警備派出所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

別表第2 (第122条関係)

警察署	課	所掌事務
長崎 佐世保	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務のうち <u>犯罪捜査の支援に関するもの</u>
	略	

第98条 略

2 専門研究員は、上司の命を受け、科学捜査研究所の事務のうち重要な事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(副調査官)

第100条 略

2 副調査官は、上司の命を受け、係の事務のうち重要な事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(主査)

第103条 略

2 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち比較的重要な事項を処理し、部下職員を指揮監督する。
(副校長)

第113条 略

2 副校長は、校長を補佐して、警察学校の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
(教授)

第114条 略

2 教授は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち教養訓練に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
(副調査官)

第118条 略

2 副調査官は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち重要な事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(副署長)

第124条 略

2 略
3 副署長は、署長を補佐して、警察署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
(会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官)

第125条 略

2 略
3 会計官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち会計に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
4 地域交通官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち地域警察及び交通警察に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
5 刑事生活安全官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち刑事警察及び生活安全警察に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
6 警備官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち警備警察に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
(交番所長等)

第127条 略

2 所長は、上司の命を受け、当該交番の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

別表第2 (第122条関係)

警察署	課	所掌事務
長崎 佐世保	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務のうち <u>犯罪捜査の支援に関する事務</u>
	略	

	警備課	警備部公安課及び警備課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課及びサミット対策課の事務に相当する事務
	略			略	
浦上 諫早	略		浦上 諫早	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの		捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関する事務
	略			略	
	警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課、外事課及びサミット対策課の事務に相当する事務
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略		大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課、外事課及びサミット対策課の事務に相当する事務
西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略		西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略	
	警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課、外事課及びサミット対策課の事務に相当する事務
新上五島 杵岐 対馬北	略		新上五島 杵岐 対馬北	略	
	警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課、外事課及びサミット対策課の事務に相当する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月20日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第16号

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例施行規則（平成4年長崎県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>（浮標等の取扱い）</u></p> <p>第4条 略</p> <p>（ガイドダイバー名簿等の様式）</p> <p>第12条 条例第14条第2項第1号に規定する名簿は、別記様式第10号のガイドダイバー名簿及び別記様式第11号の潜水者名簿によるものとし、それぞれ次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p><u>（浮標等の取扱）</u></p> <p>第4条 略</p> <p>（ガイドダイバー名簿等の様式）</p> <p>第12条 条例第14条第2項第1号に規定する名簿は、別記様式第10号のガイドダイバー名簿及び別記様式第11号の潜水者名簿によるものとし、それぞれ次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 潜水者名簿には、<u>潜水日時、潜水場所及びガイドダイバーの氏名並びに潜水者の氏名、生年月日、住所、認定証取得年月日、潜水講習の有無及び潜水経歴</u></p> <p>2 略</p> <p>(海域等状況の調査、告知)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>条例第21条第2項の規定による告知は、別記様式第15号の告知書によるものとする。</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 潜水者名簿には、潜水者の氏名、生年月日、住所、認定証取得年月日、講習受講歴及び潜水経歴、<u>潜水日時、潜水場所並びにガイドダイバー氏名</u></p> <p>2 略</p> <p>(海域等状況の調査、告知)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>同条第2項に規定による告知は、別記様式第15条の告知書によるものとする。</u></p>
---	---

別記様式第5号及び別記様式第15号中「長公委第号」を「長公委 () 第号」に改める。

別記様式第10号中「受講受講歴」を「講習受講歴」に改める。

別記様式第14号、別記様式第15号及び別記様式第17号中「殿」を「様」に改める。

別記様式第17号中「委嘱します。」を「委嘱します」に改める。

別記様式第18号中「平成」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第30号

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を次のように指定する。

令和5年6月20日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

番号	海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	指定期間
1	伊王島海水浴場	長崎県長崎市伊王島町一丁目2129番地	「伊王島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月8日 ～ 令和5年8月31日 (55日間)
2	大崎海水浴場	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷290番地	「大崎海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月21日 (38日間)
3	白浜海水浴場	長崎県佐世保市俵ヶ浦町3494番地	「白浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月8日 ～ 令和5年8月20日 (44日間)
4	千里ヶ浜海水浴場	長崎県平戸市川内町55番地地先	「千里ヶ浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月20日 (37日間)

5	根獅子海水浴場	長崎県平戸市大石脇町187番地5地先	「根獅子海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月1日 ～ 令和5年8月31日 (62日間)
6	人津久海水浴場	長崎県平戸市大石脇町44番地地先	「人津久海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月1日 ～ 令和5年8月31日 (62日間)
7	高井旅海水浴場	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷965番地3	「高井旅海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月1日 ～ 令和5年8月31日 (62日間)
8	筒城浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城仲触2100番地地先	「筒城浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月31日 (48日間)
9	大浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触1622番地1地先	「大浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月31日 (48日間)
10	錦浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触842番地16地先	「錦浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月31日 (48日間)
11	小水浜海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触15番地地先	「小水浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月31日 (48日間)
12	塩樽海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良東触2786番地2地先	「塩樽海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月31日 (48日間)
13	辰ノ島海水浴場	長崎県壱岐市勝本町東触2790番地1地先	「辰ノ島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月31日 (48日間)
14	清石浜海水浴場	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦636番地32地先	「清石浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和5年7月15日 ～ 令和5年8月31日 (48日間)

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二一一
二一四

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
クイック
プリン
宏
弥ト